

日本の海洋政策について

三井住友海上火災保険株式会社 顧問
前内閣官房総合海洋政策本部 事務局長

大庭 靖雄



日時 平成 22 年 2 月 8 日 (月)
場所 長崎全日空ホテルグラバーヒル

主催 財団法人九州運輸振興センター
社団法人長崎県トラック協会
助成 日本財団
後援 九州運輸局 J R九州

1 我が国の海洋

〇びょうびょうたる海洋

「地球は奇跡の星である」と言われます。ロケットで宇宙に飛び出した宇宙飛行士からの報告、あるいは送られてくる映像、それを見ると地球は暗い宇宙の闇の中に浮かんでいて、青く輝いている。美しい。

地球の表面積は5億平方kmあります。太陽系の数多い星の中で唯一つ、実に絶妙なバランスのもとに、この海洋を持つ星であります。海洋にたたえられた膨大な量の水が地球の環境を非常に穏やかなものにしていて、実に多くの生命を育んでいるわけです。まさに海洋は人類にとって恵みの場であるわけです。しかし、恵みであると同時に、陸に住む人間にとって、海というのは大変厳しい難しい空間でもあります。島と島をさえぎるバリアでもあります。大変な空間であるわけです。私は学生の時に貨物船に乗せてもらって、米国、カナダまで、真冬の太平洋を往復したことがあります。東京湾を出ると間もなく島影、陸影が見えなくなって、海しかない、来る日も来る日もそういう時間を過ごしながら進んでいくわけです。

12-1月という真冬の太平洋には非常に発達した低気圧があります。台風ですとギョッと集約された狭い範囲に低気圧が発達します。冬の海では幅広く発達した低気圧で、これを避けることはできないので、突っ切って船は行かざるをえないということになります。そうしますと船が真ん中から右に30度、左に30度という揺れ幅で大変に揺れる。そういう厳しい中を進んでいくわけです。海は危険な空間です。

日本はご存知のように多くの島によって成り立つ国であります。日本人は昔から、この島々を結ぶための航路を拓く、あるいはこの島と大陸とを結ぶ航路を拓く、さらに水産業。海に出て行ってさまざまな活動をしてきたという歴史をもっています。

福岡県の宗像の北の方、数十キロ、玄界灘に沖ノ島という島があります。が、ご存知でしょうか。この沖ノ島は一般には入島の許されない無人島で、宗像大社の社があります。年に1回、5月27日にだけ抽選で当たった人がその島に行けるといいうことで、私は行ったことがあります。

あの島は昭和の大調査の結果、11万点もの古い奉納品が発見されています。大和朝廷の時代から十世紀のころまでのもの。そのうち年代が特定された7百数十点はすべて国宝。

それ以外の11万点はすべて重要文化財という島であります。正倉院に対して西の正倉院と呼ばれているくらいであります。そういうところで何を奉納し何をしたのか。それは、遣隋使あるいは遣唐使というような船を出す時に、朝廷をあげて大きなお祭りをして航海の安全を祈り、また国の平安を祈った。そういう大きな行事をやりながら海に乗り出していくという歴史があるわけであります。

海を恐れて海に封じ込められてしまったらどうなるか。私はオーストラリアで3年間勤務をした経験がありますけれども、オーストラリアに近代的な欧州人の移住が始まったのは、わずか2百年ほど前でありまして、欧州人の移住が始まる前の生活はどうであったか。人々は石器時代の生活をしていたのであります。オーストラリアという国は他の大陸からはるか隔てられていて、海によって、その距離によって虐げられた国である、そう説明する歴史家がいます。わが国は海に挑むことによって航路を拓き、水産業を発達させながら、ひとつの国として目覚しく発達してきたということが言えるだろうと思えます。

○国際海洋秩序の形成

この海に対して、海に面している国々がどのように権限を及ぼすことができるか、海洋に関する秩序、ルールがどう変わってきたかということ、を少し話したいと思います。以前は海はできるだけ自由な方がいいんだ。領土と同じように国が支配できるエリアを領海といいますけれども、領海は狭い方がいい。3海里、距離にして岸から5kmほどです。5kmまで

は領海ということでは主権が及ぶ。それより先の空間は公海であって、どの国もコントロールしてはいけない自由な空間だ。そういう考え方が2世紀以上にわたって定着しておりました。

これが大きく変わったのは20世紀の後半であります。言いだしたのは米国のトルーマン大統領です。米国は、領海の外に続いている大陸棚の資源は米国のものだという主張をしたわけです。領海の外側にまでその権限を及ぼしていいんだと初めて言い出しました。そういう声が出始めますと、それほど大陸棚のない国、例えば南米の国々は大陸棚が発達しているわけではない。そういう国々が、領海を2百海里にまで広げるんだということを主張し始めました。さまざまに国が、国の権力の及ぶ範囲を広げていこうという主張を声高にするようになりました。

そういう時に日本はどういう立場をとったか。日本の立場は自由な海は広いほうがいい。というのは自由であれば、優れたものがその成果を得ることができるといふことであります。海運にしても自由な方がいい。水産業にしても自

由であれば、日本の優れた水産業の能力によって世界各地の海で漁獲を得ることができる。ということでは世界一の漁獲物を獲得していたわけです。

ところが1976年になると米国のロシアが相次いで漁業水域を2百海里に設定するという決心をいたしました。日本はそれまでは、とにかく国際的な条約のないなかで、日本船などをほじき出そうとする国があっても、「それは国際ルールにのっとっていないから受け入れられない」、あるいは「これまで漁獲の実績があるから日本の権利は認めるべきだ」と交渉をしながら日本の権益を守る努力をいたしました。けれども、今言ったように、米国のソ連という大國が、日本にとって非常に重要な水域に、そういうルールを適用するようになってしまうと、大変なことになる。日本の周辺海域は世界の4大漁場といわれるほどの非常に優れた漁場ですから、日本の漁場には3海里まで外国の船がやってきて、日本は外国に行こうと思っても2百海里から締め出されるといふことになってしまふ。これは結果的に日本の国益には合わない。ということで翌年、1977年に、日本も2百海里の漁業水域を設定する決定をいたしました。

ということでは20世紀後半になると、海に対する権益を広く設定する動きが世界的な大きな流れになりました。

ちょうどその時期に国連海洋法条約を作る作業が進んでいて、1982年にまとまりますが、その中で領海のルール、排他的経済水域のルール、大陸棚のルールが順次定められていきました。この海洋法条約が実際に効力をもったのが1994年です。日本がこの条約に入ったのが96年です。したがって十数年前から新しいルールで世界の海が管理されるようになってきた。それが最近の動向であります。

○我が国の海洋

日本列島があつて、その周辺に黄色い色をつけてありますのが領海です。(資料1)

領海の幅は3海里から12海里に広がられました。12海里というと海岸から大体22kmくらいの距離です。その外側に12海里、接続水域というものを置くことができるようになります。接続水域というのは、いくつかの法令に関してはこのエリアで実施してもいい。例えば検疫を領海内でやるのに狭いならば、この接続水域の中で検疫のための規制をしてもいいというエリアであります。



1 我が国の海洋をめぐる状況

国土面積

約38万km²(世界第61位)

領海・排他的経済水域の面積

約447万km²(世界第6位)
国土面積の約12倍

離島の数

6,847島
(北海道、本州、四国、九州、沖縄本島の主要5島以外の島によって広大な面積が確保されている)

海岸線延長

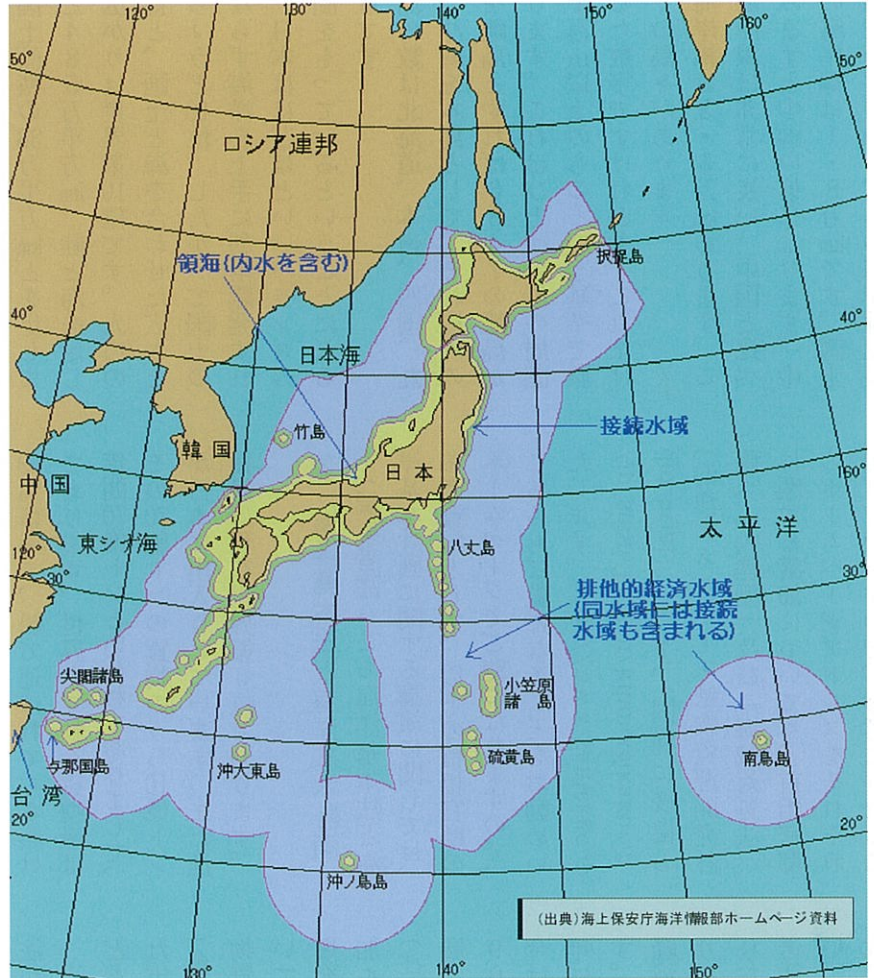
約3.5万km(世界第6位)

輸出入取扱貨物量の海上輸送依存度

99%以上

漁業・養殖業生産量(平成18年)

約574万トン(世界第5位)



その外側に2百海里まで排他的経済水域を設けることができるということがありますから、ここで見ていただくように、かなり広々とした海が我が国の権益の及ぶ海域ということと認められるようになったということとあります。

ここに、窓みたいな所があります。ここは残念ながら日本の島のどこから測っても2百海里以上先にありますから、公海の部分です。周りは全部日本の排他的経済水域ですけれども、ここだけ残っているのは、少し悔しいなという気もいたします。

いずれにしても、非常に広い範囲に日本の島々があります。例えば南鳥島のおかげでこの周り、40万平方kmの海が日本の海として確保されています。沖ノ鳥島の周りにも同じように40万平方kmの水域が確保されています。

いくつか話題のある島をみてみますと、ここが北方四島です。北方四島は当然日本の領土ということで、線を引いています。竹島があります。韓国も領有を主張しているところでもあります。尖閣諸島があります。日本の領土でありますけれども、中国と台湾が最近自分たちの領土であると主張している島であります。

この排他的経済水域、かなり広い範囲に広がっていますけれども、ちょっと見てみますと太平洋側に広々と広がっています。日本海側はやや窮屈な感じがします。これはどうしてかという、2百海里まで設定できるわけですが、日本列島とアジア大陸との間の海の広がりには4百海里もあります。したがって4百海里ないところにそれぞれが2百海里の水域を確保することはできないので、条約では、こういう海域ではその関係の国々が協議をして、その境界を確定するというルールになっています。

日本の法律では関係国と境界を確定することができれば、その境界による。その境界を確定できていない間は中間線にするということになっています。

したがって日本と相手国の中間線ということと線を引いてあります。

この海の広さというのを見ていただきます。日本の国土面積は約38万平方km、世界第61位になります。世界にある国の数は2百ですから決して小さいというわけではありません。

んけれども、ここに住んでいる人の数、1億2千6百万人は世界で10番目の人口になります。世界第10位の人口を抱える国の面積が世界第61位というのは、フランスから見てもや狭いかなという感じがいたします。

今、申しあげた海の広がりを見てみます。領海と排他的経済水域を合わせると約447万平方kmあって、世界第6位であります。国土面積の12倍あります。この447万平方kmと国土面積の38万平方kmとを足しますと485万平方km。陸と海を足した広がりには世界第10位です。人口の順番と、国土と海を合わせた広さとはちやうど10位。したがって国土のみならず海洋を上手に利用開発すれば、日本はほどほどいいバランスの空間をもっているということになるわけです。

島の数は北海道、本州、四国、九州、沖縄を本島として、それ以外の島を離島とすれば6847の離島があります。これはひとつの島の周囲が100m以上のものという基準で整理した数字ですけれども、これだけ多くの島々があります。

海岸線は3・5万kmあります。この海岸線は非常に長い。中国と比べてみますと中国の倍になります。中国の海岸線は1・8万kmです。国土面積38万平方kmと、この海岸線延長

3・5万kmを使って簡単な計算をしてみます。この海岸線の長さを辺の長さというふうに頭の中で整理して、面積を辺で割ると奥行きが出る。約10km。大雑把な話ですけれども、日本は海岸線から奥行き10kmくらいの国土だと。どこの地域も海に近い。まさに海と共にある国だということと言えようかと思えます。

日本をめぐる海運活動は非常に活発でありまして、日本の貿易貨物の99%は海で、船で運ばれてくるわけでありまして。世界中で動く貨物量は年間70億トンといわれておりまして、その70億トンの貨物のうち10億トンが日本に出入りしています。また漁獲量は現在世界第5位であります。

2 海洋基本法と海洋基本計画

(編集者注…この海洋基本法と海洋基本計画に関する講演については、参考資料として、以下の首相官邸のホームページでご覧になれますので、こちらもご覧になることをお勧めいたします。http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/kihonkeikaku/index.html)。以下、同様に後掲の「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」、「大陸棚」及び「海賊対処法」に関する講演についても、首相官邸のホームページアドレスをそれぞれ掲げていますので、参考にされるこ

とをお勧めいたします。)

○海洋基本法制定の背景

こういう非常に広大な海を持つようになった。この海をこれからのように利用し、開発し、どう保全していくのかということ条約に沿って、しっかり日本の権利を守り、あるいは義務を果たすというための仕組みが必要だということで海洋基本法が制定されました。

法的な背景は海洋法条約ですけれども、さらに経済面、社会的面といった実質的な背景をみてみますと、「食料、資源・エネルギーの確保や物資の輸送、地球環境の維持」と書いてあります。現在は地球は人口の爆発といわれるような大きな人口増加が続いていますし、BRICs(注)といわれるような国々の経済発展が続いています。地球の人口は1900年には15億人でしたけれど、今は65億人の人がいます。2050年には百億人になるといわれています。膨大な人口の増加、それに伴う経済活動の発展を考えれば食料が足りなくなるし、資源エネルギーが足りなくなる。あるいはさまざまな輸送活動が大幅に増えなくてはいけない。地球環境に対する負荷も非常に大きなものになってくる。そういう

ことを考えると今、この海には何かあるのか、どう開発していくことが可能か、何を期待できるのかということを見極めて対処していくことが大切だということになります。

また日本の海域をみると、海洋環境の汚染という問題がありますし、水産資源が減少しているという問題があります。海岸侵食、毎年160ヘクタールの土地が侵食されているという問題があります。海難事故がしばしば起こりますし、海賊事件がある。海洋権益の確保に影響を及ぼしかねない事案、例えば不審船、工作船があるという問題があります。こういうようなさまざまな問題があることを考えると、政府を挙げて関係の役所が協力しながら重点的に進めていく必要があるということから、海洋基本法が平成19年4月に制定されました。

(注)BRICs 経済発展の著しいブラジル、ロシア、インド、中国をその頭文字で示したもの。

○海洋基本法の概要と海洋政策の推進体制

この法律の中で基本理念、基本的施策、海洋政策の推進体制が規定されています。まず基本理念としては6つのことが書いてあります。

①海洋を開発し利用していくことと、海洋環境の保全を両立させながら、持続可能な利用をしていくというのが第一番。

②海洋の安全の確保を図るところには、海洋の安全というところには、例えば、不審船問題のような、我が国の権益に影響を及ぼしかねない問題に対処するということが、海上交通の安全を確保するということが、それから海の災害から守るということ。そういう3つの内容のものが含まれています。

③科学的知見の充実。宇宙に飛び出した宇宙飛行士の数よりも深海底を見た人の数が少ないと言われます。なかなか大変な空間である。数年前に長崎造船所で「ちきゅう」という深海探査船が建造されました。海底から7500mまで地下を掘ることが出来る船が出来ましたけれども、そういう船を開発し、この海というものをもっと知っていく必要があるということでもあります。

④海洋産業の健全な発展。海運業、造船業、あるいは水産業、その他さまざまな海洋に関する産業を発展させていく必要がある。

⑤海洋の総合的管理。日本の権益の及ぶ海をしっかりと管理するための仕組みを作っていく必要がある。

⑥国際的な協調。先程の資料1で見

ていただきましたように、狭い領海の時代には他の国と接触することもなかったけれど、今は広々とした海を持つがゆえに結果として海が直接隣国の海と接しているという状況になっていきます。境界の確定は、まだどの国とも出来ていません。したがって今は中間線で日本の法律を運用していますけれど、その中間線あたりでの活動に関してさまざまな国際問題が起こっている。また、例えば海洋汚染にしても、国際的な協調をしながら対応していく必要があるということでもあります。

この基本理念に沿って12の基本的施策が法律上定められていて、これを進めるために、内閣に総合海洋政策本部を設けることが決められています。本部長は内閣総理大臣。私はこの本部の初代事務局長として2年間仕事をしましたけれど、この間、安倍総理、福田総理、麻生総理、3人の総理に本部長としてお仕えたわけでもあります。

海に関する仕事はいろいろな役所に関わっています。本部長は全ての大員で、この本部の元に、国土交通省、水産庁、経済産業省、外務省や防衛省など8つの役所から38人が参加して、事務局ができました。そして海洋政策を、各省庁を連携させながら総合的に進めていくというこ

とにしたわけでありました。

まず第一にやったことが海洋基本計画というものを作ること。基本的施策、12項目ありますけれど、これをこの5年間にどう進めていくかという基本計画を策定いたしました。

3 海洋エネルギー・鉱物資源開発計画

(参考資料は首相官邸のホームページ http://www.kantei.go.jp/jp/singij/kaiyou/CS/ene_kou.html)

この海洋基本計画に沿って、3点ほどご紹介したいと思います。

まず第1点がエネルギー・鉱物資源の計画的開発です。

世界的に経済活動がどんどん活発化するに従って原油価格がどんどん上がって平成20年に110ドルを超えた。リーマンショックの後に落ちましたけれど、また70、80ドルという水準にまで戻りました。長い目で見れば資源価格の上昇というのは避けられない。

我が国はこれまでいかに安定的に資源を確保するかという資源外交に大変力を入れてがんばってきました。しかし同時に日本の周辺海域に、これだけ日本の権益の及ぶ海がある。その海を調べてみると、実はここにさまざまな鉱物資源があるというこ

とがわかってきました。

石油、天然ガス、今まで日本でも三陸沖とか新潟沖での油田やガス田の開発がありますけれども、200mの深さのところにとどまっています。しかし世界的にみれば2千〜3kmの深さの油田開発も現に進められています。そういうレベルの調査を日本はまだやっておりません。そこを計画的に進めていくということで、石油、天然ガスの開発可能性を探るというのがひとつあります。

メタンハイドレート。メタンというのは都市ガスそのものです。そのメタンが海底では、水と化合してシャベット状に海底の下にある。大体1千、2kmの海底の500m位下のところにメタンハイドレートが埋まっています。

日本の周辺海域にこれがかなりありそうだ。ある人の試算によると、日本が毎年輸入している天然ガスの1百年分位ありそうだと。これをどう開発していくか。石油や天然ガスのように液体や気体でしたら、井戸を抜いて自噴させることで資源を採取できますけれど、メタンハイドレートはシャベット状で固体ですから、自動的にどんどん出てくるということとは出来ない。したがってどうやって開発するかという技術的な問題があります。

カナダに、陸地にあるメタンハイドレートの層があります。日本とカナダが協力して、その開発実験を行いました。世界で始めて6日間連続して、このメタンハイドレートを採ることに成功しました。これをこれから先、海底でもやれるようにすることと、一体どこにどれだけ経済的に見合うものがあるのかを調べていくのがテーマであります。

海底熱水鉱床というものがありません。これはいわば海底の温泉です。海底の海山のあたりから3百度位の熱い熱水が噴き出ている。その熱水の中に金属成分が溶け込んでいて、それがどんどん冷やされて、その周りに積みあがって鉱床が出来ているわけです。チムニー（煙突）と呼ばれる形になっている。そういう金属鉱物の中に金、銀、銅、鉛、レアメタルが多量に入っている。日本の海山の中にすでに十数か所あると分かっています。1ヶ所当たり1千億円、2千億円の価値がある。こういう海底熱水鉱床は日本だけではなくていろいろな所にあるわけですから、東大の資源専門の先生によりますと、日本の海底資源の質の良さと量は、米と並んで世界随一だという評価をされています。

こういうものをきちんとよく調査をして、資源の量、ありか、技術的

な開発をいかにするか、それをどういう場所ですら製錬していくかということをやっていく必要があります。

この海洋エネルギー・鉱物資源開発計画を昨年3月に策定しましたけれど、メタンハイドレートと海底熱水鉱床は、今までにない全く新しい資源、あるいはエネルギーですけれども、今後10年間で商業化するという目標を立てました。この我が国の周辺海域にある相当な資源、これを技術的に上手く開発し商業化することができれば、我が国には資源大国への道が拓かれる可能性がある。大変楽しいプロジェクトがここに可能性としてある。現に補正予算でも資源の量を調べるための船の建造予算がつかまりましたし、こういう方面がひとつの大きな重点分野になるということは間違いのないことであると思います。

4 大陸棚

(参考資料は首相官邸のホームページ http://www.kantei.go.jp/jp/singij/kaiyou/CS/jpn_es.html)

次に大陸棚のお話をしたいと思えますけれども、我が国の海底地形、つまり海をなくした時に日本周辺の海底の形はどうなっているだろうかということです。

○我が国の海底地形

北海道、本州、四国がある。こういう陸地を支える大きな土の塊が発達している。これは当然みんなが分かっていることでありまして、実は海底地形を見て、びっくりするのは伊豆七島、小笠原諸島を支えるところに、大変大きな海嶺が発達しているということなんです。非常に面白い形であります。海溝には千島海溝があり、日本海溝があり、伊豆・小笠原海溝があり、マリアナ海溝があります。マリアナ海溝が1万メートルを超えて世界で最も深い海であります。いずれにしてもこれに連なるこの海溝、非常に深い海があります。

太平洋プレートは西へ西へと動いています。それからフィリピン海プレートです。この二つのプレートは日本の下に潜り込んでいます。それから中国側から来ているプレートは、ユーラシアプレートと叫びます。北海道から本州にかけては北米プレートが伸びてきています。

4つのプレートがせめぎ合う、世界でも非常に珍しい活動的で面白い



三井住友海上火災保険(株) 顧問
(前)内閣官房総合海洋政策本部事務局長
大庭 靖雄氏

海底であるといわれています。したがって、そういうものであるからこそ、海山の活動も活発であり、海底熱水鉱床なども発達している。伊豆・小笠原海嶺、あるいは沖繩のトラフの付近と合わせて熱水鉱床が十数ヶ所見つかっている。あるいは南海トラフにメタンハイドレートがかなり見つかっているということがあります。

こういう海底地形を見ると、日本の国土は、どういふふうに出たの

かが分かるそうであります。平朝彦先生という方が岩波新書で「日本列島の誕生」という本を書いています。プレートの動きなどから日本列島がどうできたのかが分かる。静岡県、富士川が海に流れ込んでいますが、その筋が海の底までつながっている。実は富士川から流れ込んでいる土砂の成分と同じものが、四国から発見されるそうです。これはどうしてだと、平先生は随分研究されたわけですから、地震とか、さまざまな流れとかで、流れ込んできた土砂がずっと西に広がっていった、フィリピン海プレートの北西へ北西へと動く動きに押されて、押し寄せられて、押し上げられて、それで陸地になってきている。そういう作られ方があるという。あるいは太平洋プレートが西へ西へと動いてくる時に、海山などが一緒に動いて押し寄せられて、押し上げられて日本列島などを形作っていく。こういうふうには我が国の海底地形はなっています。

○大陸棚の定義と申請

海洋法条約に基づいて大陸棚を広げることができるという大変面白い話があります。まず最初に大陸棚の定義という事から入ります。

我々が昔学校で習ったことによる

と、大陸棚というのは陸地に連なる大体200mくらいの浅いところだと教えられました。この近海にそういう浅いところがあるか。例えば有明海、確かに有明海は大変浅いですが、けれども、領海の内側にあります。ここでいう大陸棚は領海の外側にある所。そうすると日本には、ほとんどないんじゃないのということになりますけれど、実は200mの深さという定義は昔の条約に基づいている。

今の海洋法条約に基づく定義は深さに関係がない。まずいきなり、大陸棚は排他的経済水域と同じく200海里だと。しかも嬉しいことに、200海里だと決めたものの、さらにこの陸地から連なる海底の海山なり海嶺なり、海の山々がこの200海里外までつながっているということを経科学的に立証できた場合には、大陸棚の限界をそこまで広げていいんだよというように条約には書いてある。

ではどこまで広げられるか。大陸棚の構成は陸地から連なって段々深くなっている、ここで急速に深くなり、そして安定的な深海域になる。この一番大きく曲がる傾斜の最大変化点を大陸斜面脚部といいます。この大陸斜面脚部をポイントとして、

ここから60海里まで先を大陸棚の限界にしたいよと条約は定めています。したがって大陸斜面から60海里

までのところが200海里の外にあれば、そこまで大陸棚が広がるよということになります。

それからもうひとつ、堆積物によって大陸棚の限界を決める手法が決められています。これは堆積物が陸地からどんどん流れ込んでいって、海にその層を成していく。その層を成している厚みが十分あるところまでは大陸棚にしたいよと決めていきます。

その厚みが十分あるのはどういう所かというところ、この斜面脚部からの距離の1%の厚みがある所までは大陸棚だということに定めています。

しかしながら、その斜面脚部から60海里、あるいは堆積物がある所までというところ、どこまでも海嶺が連なる限り伸ばしていいということになってしまおうと、それはやっぱり限界を設けなくてはいけないということと、350海里までという制限がひとつあります。それからもうひとつは2500mの等深線から百海里までだよという制限があります。

そういう制限の下で大陸棚を広げることができるというルールになっていますので、日本もそれでは大陸棚を広げるために調査をしようじゃないかということ、徹底的な調査をしたわけでありまして。

大陸棚を広げることに一番最初に

チャレンジしたのはロシアでした。大陸棚を広げる手順というのは、まずそれぞれの国が海底を調査し、先程のルールを当てはめて、どこまで

決められたものを国連に出します。国連の大陸棚限界委員会にその関連情報を全部出して、その国が主張するところが合理的だということを示明してOKを貰えれば、そこまで広がるということになります。まさに科学の力を使って領土を広げるようなプロジェクトです。

一番最初にチャレンジしたロシアは失敗しました。ロシアは北極海に大陸棚を広げるという申請を2001年にどの国よりも早く出したんですけど、でも、「情報がなっていない」と、ポンと蹴られて、これでは駄目だということになりました。

したがって、これは相当調査をしなればいけないということで、最初に取り組んでいた海上保安庁に加えて、文部科学省、経済産業省が入り、内閣官房が推進役になり、外務省が入って、そういう体制で日本の周辺海域を徹底的に調査をしたわけでありまして。

200海里より先に広げるといふことですから、日本海側には広げようがない。したがって太平洋側にどう広げるかということになります。2

百海里の外にどう広げられるかというのを徹底的に調べた結果、7つの海域で広げられるということが確認されました。かなり詳細な調査をして、その上で見つけた海域であります。

茂木海山海域は、八丈島を基点にして八丈島から連なっている下の海底から地形をたどって行って、そこから60海里です。詳細に調査をした結果、ここは2千ヘクタール広げられるということが分かりました。それ以外の小笠原海台海域、南鳥島海域、四国海盆海域。最初に悔しいながら公海ですと言ったところですけれども、この公海も、日本の島々の陸地から連なっている海山を説明すれば、きちんと日本の大陸棚として説明できるということが分かりました。それから九州パラオ海嶺が連なっていますけれど、ずっと南の方まで伸ばしていける。外国の2百海里的線より内側に行くわけにはいきませんから、そこまでということであり

ます。この7つの海域、合わせて面積74万平方kmあります。国土面積が38万平方kmですから、その倍。そういう面積を我が国の大陸棚として申請するということを政府として決定しました。

私がいろいろな調査結果を聞きな

から考えていた時に、これはと想ったのは、海溝を越えて大陸棚を広げていくということ。太平洋プレートが西へ西へと動いていって、海山が伊豆小笠原海嶺にぶつかっただけです。ぶつかって、繋がったわけですね。海溝の深さを調べてみたらここだけ浅くなっているんです。ボーリング調査で繋がっているんだということ。立証し、小笠原諸島から海溝を越えて、大陸棚を伸ばすことができますという結論を得たわけです。

そのような科学的説明をして広げられる範囲を決めました。この調査の量がいかに膨大なものであったかというひとつの例は、海底地形を調査するために調査船が走り回った距離は1百万キロを越えています。地球28周分走って、この周辺海域の海底地形を把握し、海底の地質を調査し、ボーリング調査をし、その結果、この申請をまとめたということになります。

ところで小笠原海台海域、南鳥島海域、南硫黄島海域、の3つの海域、これは我が国の大陸棚と申しましたけれども、我が国だけのものではないかもしれない。というのは米国の2百海里水域に接している海域になりますから、米国が2百海里的水域から外まで、仮に大陸棚の申請をするということがあるとすれば、日本

の大陸棚申請部分とダブる可能性があります。米国の申請が認められることがあれば、米国の間でこのエリアについては調整が必要になるだろうと。同じようにこの海域はパラオの2百海里水域と接しています。パラオが南のほうから大陸棚を伸ばすということがうまくいけば、ダブってしまいかもしれない。ここは日本とパラオの調整になる部分が残っています。

そういうものがあるという前提で、あるいはまた審査を受けて審査を上手く通るといふ条件付であります。74万平方キロまるまる日本のものになるわけではないでしょうが、このように大陸棚を広げるという政府としての結論を出したということになります。

○大陸棚限界委員会の審査

手続きを簡単に書いていますけれども、申請内容決定をしたのは平成20年10月でした。この申請は21年5月が締め切りでした。21年5月までどうしても出さなくちゃいけないというところで、精力的に調査をしましたけれども、その締め切りよりも半年前の20年11月に日本の申請を出しました。そして大陸棚限界委員会の全体会合で21年3月に説明をいた

しました。日本が出した申請の順番は13番目でした。それまでに8つの国が既に審査が終わって勧告が出ていました。4件が申請中でした。日本が11月に出した後、翌年の5月までの間に38件出しました。急いでよかったな。1件当たりの審査が2-3年かかっているんです。うかうかしていたら20件も30件も後ろに回って、一体いつ審査してもらえるのやらということになりかねなかったところ、がんばった甲斐があって去年3月に全体会合で説明をし、去年9月に小委員会が出来て日本の審査が始まりました。これから2-3年の間におそらく結論が出ると思います。小委員会が出た結論を全体会合で審議をし、勧告が採択され、これが日本に出される。この勧告を日本が政府として受け入れて政令で決めると、それで日本の大陸棚の広がる範囲が確定する。その大陸棚の資源に対する主権的な権利が認められる。先程申し述べたように日本の周辺海域は大変に魅力的ですから、そういう可能性のあるエリアが広がっていくという話であります。

5 海賊対処法

(参考資料は首相官邸のホームページ) <http://www.kantei.go.jp/jp/singou/kaiyou/kaizoku/index.html>

もうひとつお話ししようと思っ
ているのは海賊の話であります。どうも
海賊の話というと「パイレーツ・オ
ブ・カリビアン」みたいに映画の話
かと、あるいは倭寇のように、室町
時代に現れた遠い昔の話かと。今の
日本にとっては問題意識を持ちにく
い問題でありますけれど、実は欧州
とアジア、欧州と日本の間の航路の
上で、海賊はかなりの数が発生して
います。

○ソマリア沖の海賊

これまではマラッカ・シンガポ
ル海峡という非常に狭い海域、大型
船がスピードを落とさなくてははい
ない海の難所。そういうところに海
賊が多かったと報告されておりまし
たけれど、このところ急速にアフ
リカのソマリア沖で増えています。
2007年に44件発生していました
けれど、2008年には111件、
大きく増えました。その後も増えて
います。

海賊というのは海賊母船があつて、
それが4-5隻のボートを引っ張っ
ていたり、あるいは腹の中に収めて
沖合いまで出て行って、ターゲット
の近くまで来ると小型の船を放つ。
小型の船はプロペラを2つも3つも
付けていて、高速でターゲットにな

る商船を追いかけて捕まえる。乗り
込む。武装している海賊達が一気に
その船を制圧する。船を押さえて人
質をとって、船もろともソマリアに
引っ張って行って身代金をとる。そ
ういうことをやっているわけです。

比較的低いスピードの遅い、しかも舷
の高さの低い船が狙われやすいわけ
ですけれども、それに限らず、例え
ば2008年4月には日本のタンカー
「高山」、15万トンタンカーが襲撃を
受けました。機関銃やロケットラン
チャーまで、すごい装備を持っている
海賊達がいまさら、高山は銃撃
を受けて燃料油を横腹から噴き出し
ながら、それでも屈服しないで逃げ
続けて、ジグザク走航を続けて振り
切った。ドイツ海軍のヘリコプター
もやってきて無事に逃げおせたと
いう事件があつています。

海賊というのは要するに海の強盗。
領海内で発生すれば、当然に強盗で
すから刑事罰の対象になりますけれ
ど、特徴的なことは公海の上で発生
する、丸腰の商船を狙った海上強盗
だということです。我が国にとって
船舶航行の安全の確保は極めて重要
であります。日本の貿易物資の99%
以上は船で運ばれている。特に我が
国の重要な資源物資はほとんど輸入
に頼っていますけれど、ほとんどが
船によって運ばれてきているわけで

す。

このソマリア沖アデン湾と呼ばれ
る海域は、欧州とアジアを結ぶスエ
ズ運河を通って出てくる、船舶交通
の多いところなんです。年間1万8千
2万隻位の船がここを通っていると
いわれています。そしてその中でも
日本の船は10%以上、2千隻が日本
関係の船だと、日本から150万台
の自動車を輸出しているとか、15兆
円位の日本の貿易物資が運ばれてい
る、大変重要な海域であります。

仮にここを通るのが危ないからと
いって南回り、喜望峰回りで行く
とすれば、航海日数が6-10日も増え
る。航続距離も増える。燃料費もか
かる。海賊という行為はまさに世界
の貿易を阻害する、単にその船に対
する被害だけではなくて、貿易行為
そのものを害する悪い行為だと評価
されるわけです。

○海賊行為の取り締まりの論点

ということ、海賊対処のための
法律があるのでないかという議論
になりました。

法律を作るといふ時に、基本的に
3つのポイントがありました。海賊
対処のための法律を作るといって、
日本の外にある領域、公海上で行わ
れる海賊を日本の法律で罰する。日

本の裁判所で処罰する。日本の取締
り機関が取り締まる。そういうこと
は本筋にいいのという素朴な疑問が
ひとつ。

それからもうひとつは、そういう
所に本筋に行くのか。日本から遙か
離れた所まで、日本の取締りの船を
出して、そこで本筋に取締り活動を
するのか。

3つ目は仮に日本の船が行ったと
して、ロケットランチャーとか機関
銃とか、そういう武装をしている船
に対して、効果的に抑制するような
手立ては本筋にできるのか。

そういう問題をクリアする必要が
ありました。

領海の外、公海上の行為に対して、
ある国がひっ捕まえて処罰してい
いのかということでもあります。それ
に対しては国連海洋法条約が、「海賊
というのは特別だ。他の犯罪とは違
う。世界の貿易を害する人類に対す
る犯罪だ」と位置づけて、「どの国
も、この海賊対策をやることにつ
いて協力するように」義務付けをして
います。海賊行為を抑制するために、
いずれの国も公海における海賊行為
の抑止に協力する、という規定があ
るわけです。そして105条に、
「いずれの国も海賊船舶を拿捕し、
その裁判所は科すべき刑罰を決定す
ることができる」という条文があっ



て、条約上そのような法律を作ることを許すということが明らかになっています。これが根拠になりました。また、本当に行くのかということに関しては、あの海が日本の貿易に大変に重要なエリアで、しかも外国の、例えばドイツの国の軍艦に日本の商船が護られている。そのまま「お世話になります」でいいのか。やはり日本が自らやることはやるべきではないのか。条約上の協力義務もある。したがって日本は現に行く

んだという決心をした。そして3つめに、強力な武器を持っている者に対して対処できるのかということですが、それは対応のしようであって、今、自衛艦が2隻、海上保安庁の職員と一緒に乗って現場に行つて、エスコートをしています。西行ききの船を○時○分という時間で集めて、西に行き、ある区間を過ぎたらそこで離す。それから今度は東行ききの船を集めて、また一緒に行く。そういうエスコート方式でいっている限り、まったく被害に遭わない。そういう自衛隊の軍艦が護衛している船隊に、海賊が近づくことはない。そういう効果がある。

それから武器の使い方では、警察行為ですから非常に厳格な法律上の縛りがある。正当防衛とか緊急避難とか特別の場合でないと武器を使つて相手に危害を与えてはいけません。という規定があります。しかし海賊に関しては、海賊の船が商船に取り付くことを許したら、梯子をかけて、あっという間に10分くらいで船を制圧してしまいますから、それより前に離れた所から鉄砲を使って、その海賊船を止め

させることが出来るような規定をいれました。

そういうようなことによつて海賊に対しても、効果的な抑止が効くような仕組みにしたということです。

○海賊対処法の概要

もうひとつ大きな議論はやはり自衛隊という我が国の国防のための力を、そういう所に派遣するということは憲法上問題が生じないかということです。

これは非常に慎重な検討を行いましたけれども、海賊行為の定義の所で、海賊というのは私用の船だ。政府の船ではない。私船が私的な目的でやる強盗行為だ。そういうものに限定して取締りを行うことができるという定義を明確に決めました。したがって、いずれかの国との交戦状態になるといふような場合は、ここでは全く対象にしない。したがって憲法9条との関係で問題になるようなことは一切ない。このように、考え方、法律の整理をして、決めたわけでありませう。

考え方として、海賊取締りというのは、警察の仕事ですから海上保安庁がまずは担当をする。しかし、海上保安庁の能力から見てその手に余る場合がある。そういう時には自衛

隊を派遣していい。自衛隊を派遣する場合にはきちんと手続きを決めて、防衛大臣が特別な必要がある場合に内閣総理大臣の承諾を得る。その前提として、防衛大臣は関係省庁と協議をした上で、対処要項を決めて、それで総理の承認を得る。総理の承認を得たら直ちに国会に報告をする。そういうようなきちんとした手順を踏んだ形で、自衛隊を派遣することが出来る、そういう法律にしたわけでありませう。

去年6月19日に法律が制定され、7月24日に施行されました。この法律によつて根拠を得て、きちんと護衛活動をしていますけれども、特徴はこの海賊の定義で、船舶ということに一切国籍の限定をつけていません。したがって、海賊がどこの国の海賊であっても、保護される商船がどこの国の商船であっても保護できる、そういう法律の仕組みにあります。

こういう海洋法条約を受けて本格的に海賊対策の法律をつくつたのは、実は調べてみたら日本が初めてだったということが判つて、国連のIMOという機関が、世界のモデルになる良い法律を作ってくれたと感謝をいたしましたし、また、内外の海運事業者からも大変感謝されているということがあります。

○併せて行う国際的な施策

しかしながら、なおもまた、ソマリア沖の海賊件数は2008年から2009年に更に増えました。111件から200件を越えるまでになりました。より広がって、護衛がしにくいような所まで出張って行って強奪しているということがあって、守るのが困難な状態は続いています。

船を守るために法律を作って自衛隊を出したわけでありませうけれど、同時にソマリアがまず、ちゃんと統治していく国になるために国際社会が協力していく必要があります。あるいはソマリアの周辺のイエメン、ジブチという国々の警備能力、取締り能力を引き上げるために、国際社会が協力していくことも必要だろうと思います。そういう課題を引き続きやっていくことが、海賊を根絶することに繋がっていくだろうと思います。

6 終わりに

以上、最近の海洋政策の基本的な方向ということで、いくつかの政策の進展、成果というものをお話いたしました。

海、非常に大きな可能性をもつ海を我が国は持っております。この海

に対して大きく挑んでいく、そういう気持ちでチャレンジしていく必要があると、私は思います。

冒頭、私は学生時代、貨物船に乗って米国、カナダまで太平洋を往復したことがあると申しあげましたけれど、実はその時にシアトルでひそかに指輪を買って持ち帰って、女性に渡して求婚をいたしました。それが私の家内であります。挑戦するだけの価値はある。海に乗り出すだけの価値はあるということでございます。

終わりに、私が好きな句をご紹介します。と思います。

「我、今ここに、

海の青さの限りなし」

種田山頭火

これはおそらく、例えば野母崎のような海に突き出た岬の高台から海を見ている。我々はいろいろな状況の中で、次は何をしようかと決断しなくてはいけない場面に遭遇します。今、状況はこうなった。さあ、今から何をしようか、どうしようか。ずっと旅をした種田山頭火は、陸地の尽きる所、一番突端の所まで行って、

さあ、どうしようかと前を見た。その時の気持を、「自分は今ここに立った。目の前にある海の広さ、その青

さ、限りなし」と詠んだ。未来は明るい、と詠んだ。この歌を私は非常に好きで、ある状況に立ちいたった時に、自分の目の前に何が開けているかと考える。そして、「海の青さの限りなし」という言葉で勇気づけられる気がいたします。

なかなか難しい年の始まりでありますけれど、この一年大きく開けていくように、いい年になりますように、トラック業界の方々、たくさんいらっしやいますし、それに限らず今日ご参集いただいた皆様にとつて、今年の一年、いい年になることを心から祈念して、私の話の締めとさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

